

平成十三年政令第二百四十五号

電波法施行

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の三の二第一項（同法第二百二条の十八第八項において準用する場合を含む）、第四十条第一項第二号から第四号まで及び第二項、第一百二条の二第二項及び第三項、第一百二条の十四の二、第一百四条第一項並びに第一百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（検査等事業者に係る登録の有効期間）

第一条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。

第一条の二 法第三十九条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。
（登録証明機関に係る登録の有效期間）
（政令で定める海上特殊無線技士等）

第二条 法第四十条第一項第二号ホの政令で定める海上特殊無線技士は、次とのとおりとする。

三二一
第二級海上特殊無線技士
第三級海士特殊無線技士

第三編海軍特殊無線技術
四 レーダー級海上特殊無線技士
五 第四一六第一項第三号の文

法第四十条第一項第三号ロの政
法第四十条第一項第四号ハの政

二 第二級陸上特殊無線技士

三四 第三級陸上特殊無線技士
國內電信級陸上特殊無線技士

（操作及び監督の範囲）

作（アマチュア無線局の無線設備
核操作のうちモールス符号を送り、

操作の範囲

第一級 無二 船舶及び航空機に施設 無線設備の通信操作

士線通信三 前号に掲げる操作以外

第二級　一　次に掲げる通信操作
　　無線設備の国内通信の

船舶通信
のための通信操作

ハ 移動局（口に規定する）
際通信のための通信操作（一）

二 漁船に施設する無線設備のための通信操作

ホ
東は東経百七十五度、西
よつて西までの区域内にお

無線設備を除く。)の国際電
二 次に掲げる無線設備の

船舶に施設する空中線

平成十三年政令第二百四十五号 電波法施行令		内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の三の二第一項（同法第百二条の十八第八項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項第二号から第四号まで及び第二項、第二百二条の二第二項及び第三項、第二百二条の十四の二、第一百四条第一項並びに第一百四条の五の規定に基づき、この政令を制定する。	
（登録証明機関に係る登録の有効期間）		第一 条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。	
（操作及び監督の範囲）		第二 条 法第三十九条第一項の政令で定める航空特殊無線技士は、航空特殊無線技士とする。	
（操作及び監督の範囲）		第三 条 法第四十条第一項第三号ロの政令で定める陸上特殊無線技士は、次のとおりとする。	
資格	操作の範囲	操作の範囲	操作の範囲
第一級	一 無線設備の通信操作	一 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作	一 国内電信級陸上特殊無線技士
第二級	一 無線設備の通信操作	二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの	二 第一級陸上特殊無線技士
第三級	一 無線設備の通信操作	三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技术士の操作の範囲に属するもの	三 第二級海上特殊無線技士
第四級	一 無線設備の通信操作	四 次に掲げる通信操作	四 レーダー級海上特殊無線技士
第五級	一 無線設備の通信操作	ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作	五 第一級海上特殊無線技士
第六級	一 無線設備の通信操作	二 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）	六 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作
第七級	一 無線設備の通信操作	イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備	二 次に掲げる無線設備の技術操作

第三級 陸上特殊無線技士	二 陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重复数設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作	二 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの	二 空中線電力百ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	二 空中線電力百ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	二 空中線電力百ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	二 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備
第二級アマチュア無線技士	一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの	一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの
第一級アマチュア無線技士	操作の範囲 アマチュア無線局の無線設備の操作	操作の範囲 アマチュア無線局の無線設備の操作	操作の範囲 アマチュア無線局の無線設備の操作	操作の範囲 アマチュア無線局の無線設備の操作	操作の範囲 アマチュア無線局の無線設備の操作	操作の範囲 アマチュア無線局の無線設備の操作	操作の範囲 アマチュア無線局の無線設備の操作
3 うことができる。	十 多重無線設備 多重通信を行うための無線設備をいう。	十一 レーダー ある特定の位置から反射され、又は再発射される無線信号との比較を基礎として、位置を決定し、又は位置との関連における情報を取得するための無線設備をいう。	八 陸上の無線局 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び基幹放送局以外の無線局をいう。	七 テレビジョン基幹放送局 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他のお響きを送る基幹放送局（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）をいう。	六 コミュニティ放送局 コムニティ放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第七号に規定するコムニティ放送をいう。ただし、同法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送であるものを除く。）をする無線局をいう。	五 受信障害対策中継放送局 受信障害対策中継放送（法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。）をする無線局をいう。	四 基幹放送局 法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう（第七号及び第八号において同じ。）。

第七十条の七第二項	当該無線局	当該登録局
2 登録局を運用する登録人以外の者に關する法第七十条の九第四項の規定による技術的読み替え	(以下この条において「非常時運用人」といふ者の氏名又は名称、当該自己以外の氏名又は名称、非常時運用人)	は、次の表のとおりとする。
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三十九条第四項及び第五十一条	第三十九条第四項	第三十九条第四項
第七十六条第一項	無線局	登録局
第七十六条第三項	その登録に係る無線局の運用の停止を命じ、運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限し、又は新たな開設を禁止する	当該登録局の運用の停止を命じ、又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限する
第七十六条の二の二登録に係る無線局を新たに開設することを禁止し、又は当該登録人が開設している登録局	当該登録局	当該登録局
（登録周波数終了対策機関に係る登録の有効期間）	第七十条の九第三項において準用する第三十九条第四項	第七十条の九第三項において準用する第三十九条第四項
第七十七条 法第七十一条の三の二第七項の政令で定める期間は、三年とする。	（伝搬障害防止区域の指定等に係る告示）	（伝搬障害防止区域の指定等に係る告示）
第八条 法第二条の二第二項の告示には、次に掲げる事項を明示しなければならない。	一 当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の種類	一 前項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第三号の伝搬障害防止区域の範囲の縮小に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を告示しなければならない。
三 当該伝搬障害防止区域に係る伝搬障害防止区域について、前項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第三号の伝搬障害防止区域の範囲の縮小に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更に係る事項を告示しなければならない。	二 当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び高さ	二 当該伝搬障害防止区域に係る重要無線通信を行なう無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び高さ
四 第百二条の二第四項の規定による伝搬障害防止区域の指定の解除は、告示をもつて行わなければならない。	五 法第七十一条の三の二第七項の政令で定める期間は、三年とする。	五 法第七十一条の三の二第七項の政令で定める期間は、三年とする。
（伝搬障害防止区域を表示する図面）	（伝搬障害防止区域を表示する図面）	（伝搬障害防止区域を表示する図面）

2 前項の規定による承諾を得た指定無線設備小売業者は、当該購入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該購入者に対し、法第二条の十四の二に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該購入者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
 (指定較正機関に係る指定の有効期間)

第十二条 法第二条の十八第七項の政令で定める期間は、五年とする。
 (電波利用料の納付を要しない無線局)

第十三条 法第二条の二第十四項本文の政令で定める無線局は、次に掲げるものとする。
 一 気象庁が気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十三条に規定する警報に関する事務の用に供することを目的として開設する無線局（専ら当該事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）であつて、人工衛星の無線局を通じの相手方とするもの

二 内閣官房が開設する無線局であつて、内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十四条の三第二項第一号に規定する情報収集衛星の無線局であるもの及び当該情報収集衛星の無線局を通信の相手方とするもの並びにこれらの無線局の適切な運用を確保するために必要な通信を行なうもの

三 内閣府が開設する無線局であつて、内閣府設置法第四条第三項第七号の七の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第八百八十五号）に規定する測位の用に供するための信号を送信することを中心とする目的とする人工衛星の無線局であるもの及び当該人工衛星の無線局を通じの相手方とするもの（専ら法第二条の二第十四項第十二号に定める事務の用に供することを目的として開設するものを除く。）

（手数料の納付を要しない独立行政法人）
 第十三条 法第二条の二第十四項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。
 一 独立行政法人国立青少年教育振興機構
 二 独立行政法人防災科学技術研究所
 三 独立行政法人国際文化財機構
 四 独立行政法人畜改良センター
 五 独立研究開発法人産業技術総合研究所
 六 独立行政法人製品評価技術基盤機構
 七 独立行政法人農業技術研究開発センター
 八 独立行政法人建築研究所
 九 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
 十 独立行政法人海技教育機構
 十一 独立行政法人航空大学校
 十二 独立行政法人自動車技術総合機構
 十三 独立行政法人教職員支援機構
 十四 独立行政法人国立高等専門学校機構
 十五 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、電波法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十八号）の施行の日（平成十三年七月二十五日）から施行する。

（電波法による伝搬障害防止区域の指定に関する政令等の廃止）
 二 次に掲げる政令は、廢止する。

一 電波法による伝搬障害防止区域の指定に関する政令（昭和三十九年政令第二百八十六号）

二 無線従事者の操作の範囲等を定める政令（平成元年政令第三百二十五号）
 三 電波法第二百四条第一項の独立行政法人を定める政令（平成十二年政令第三百三十一号）
 四 指定無線設備小売業者は、法第二条の十四の二の規定により同条に規定する事項を提供しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該購入者に対し、その用に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

四 電波法第二百二条の十四の二の規定に基づく情報通信の技術を利用する方法に関する政令（平成十三年政令第六号）

第三条 この政令の施行の際現に前条の規定による廃止前の無線従事者の操作の範囲等を定める政令（次項において「旧操作範囲令」という。）の規定による第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士又は国内電信級陸上特殊無線技士の資格の免許を受けている者は、この政令の施行の日に、それぞれこの政令の規定による当該資格の免許を受けたものとみなす。

2 無線従事者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲については、旧操作範囲令附則第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「新令第三条第一項及び第四項並びに前項」とあるのは、「電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第三条第一項及び第五項」とする。

附 則 （平成一三年一二月二一日政令第四二二号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（施行期日）

附 則 （平成一四年一月二十五日政令第一七号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。
（施行期日）

附 則 （平成一五年八月八日政令第三六三号）

（施行期日）

第一条 この政令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号）附則第一条第二号に規定する規定の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。ただし、第七条の改正規定及び次条第二項の規定は、平成十五年十月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に免許を受けている既開設局（電波法第七十七条の二第三号に規定する既開設局をいう。）のうち、この政令の施行後最初に到来する当該既開設局の免許の応当日（同法第二百三十二条の二第一項に規定する応当日をいう。）から当該免許の有効期間の満了の日までの期間が六月に満たないものについては、改正後の電波法施行令第六条の二第二項の規定は、適用しない。

2 次の各号に掲げる独立行政法人は、当該各号に定める独立行政法人が平成十五年十月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法第二百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。
一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 改正前の電波法施行令第七条第七号に掲げる独立行政法人
二 国立研究開発法人水産研究・教育機構 改正前の電波法施行令第七条第二十一号に掲げる独立行政法人
（施行期日）

附 則 （平成一五年一二月三日政令第四八三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一五年二月一〇日政令第五〇一号）
この政令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
（施行期日）
附 則 （平成一六年一月三〇日政令第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

第三条 研究機構は、改正前の電波法施行令第七条第一号に掲げる独立行政法人が平成十六年四月一日前に免許の申請をした無線局に限り、電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二百四条第一項の政令で定める独立行政法人とみなす。

附 則 （平成一六年七月九日政令第二二八号）
この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。

附 則 （平成一七年四月一五日政令第一五九号）
この政令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年五月十六日）から施行する。

附 則 （平成一七年五月二七日政令第一九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三条までの規定は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月一六日政令第三四四号）
この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日政令第一五九号）
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日政令第一六四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日政令第一六五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日政令第一六四号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、電波法施行令の一部改正に伴う経過措置

二 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 第十七条の規定による改正前の電波法施行令第十一条第十四条及び第十五条に掲げる独立行政法人の政令で定める独立行政法人とみなす。

一 独立行政法人水産総合研究センター 第十七条の規定による改正前の電波法施行令第十二条第一号に掲げる独立行政法人
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三一日政令第一六七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日政令第一一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月三〇日政令第五〇号）
この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百三十六号）及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二〇年三月三一日政令第一二七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

